



20歳から国民年金 新成人の皆さんおめでとうございます



日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。

加入の手続きは、市役所の国民年金係または年金事務所へお尋ねください。 ※20歳前に就職して厚生年金等に加入の方は、加入手続きは不要です



ご家族の健康保険等の被扶養者になれませんか？

国保は、ご自身のお勤め先やご家族の健康保険等に加入できない場合に加入するものです。現在、国保に加入している方で、ご家族に勤務先の健康保険等がある場合、条件を満たせば、そのご家族の健康保険等の被扶養者になることができます。

国保の場合、所得や資産に応じて計算される分のほかに、世帯人数に応じて計算される分(均等割)があるので、加入人数の増減によって国保税額は増減します。しかし健康保険等の社会保険の場合は、加入人数(被扶養者)が増えても本人(被保険者)が支払う保険料は変わりません。そのため現在、国保に加入している方が健康保険等の被扶養者になつて国保から脱退した場合、その分国保税が安くなる可能性があります。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市役所で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

- ◆国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります
▼老齢基礎年金：65歳から生涯受けられます。
▼障害基礎年金：病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。
▼遺族基礎年金：夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

- ◆被保険者の種類(対象者・保険料)
▼第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業、学生の方など。国民年金保険料(定額)14,000円(平成24年度)。
▼第2号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者。被保険者本人は保険料負担を要しない。配偶者の加入している年金の保険者が負担。
▼第3号被保険者：公務員など。厚生年金保険料率16.76%。平成24年9月(労使折半で保険料負担)。

「被保険者本人の収入により生計が維持されていること」などです。加入している健康保険等により違う場合がありますので、詳しくは勤務先へご相談ください。

新しく健康保険等ができた場合は、国保から脱退する届け出を必ずしてください。この届け出がされないで、国保加入者として国保税が課税されたいままになります。必ず「新しく健康保険等ができた」という証明「または「新しい保険証」と印鑑を持参し、市役所市民保険課または最寄りの支所へ、国保脱退の届け出をお願いします。



麻しん風しんワクチンの接種はもうお済みですか？

今年度の麻しん風しんワクチンの接種対象年齢の方は、実施期間内でお早めに予防接種を受けてください。麻しん(はしか)は感染力が大変強い病気です、過去に大流行したことがあります。

◆年金手帳は大切に保管を
公的年金制度ではすべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

◆国民年金保険料 後納制度(納期限の延長)のお知らせ
国民年金は、20歳から60歳までの40年間の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができるとなっています。

しかし、この間に保険料を納められなかった場合や、被保険者としての届け出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。国民年金保険料を納めるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が延長されています。

行したことがあります。風しんは妊娠初期に感染すると胎児の心臓や聴覚などに影響を及ぼす危険性が高く、また地域的に流行することがあります。予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周囲の人に感染を広げないためにも有効です。次の接種対象年齢の方で、まだ麻しん風しんの予防接種を受けていない方は実施期間内に早めに受けましょう。

- 対象年齢
▼1期 満1歳
▼2期 平成18年4月2日〜平成19年4月1日生まれ
▼3期 平成11年4月2日〜平成12年4月1日生まれ(中学1年生に相当する年齢)
▼4期 平成6年4月2日〜平成7年4月1日生まれ(高校生に相当する年齢)

- 実施期間
▼1期 2歳の誕生日の前々日まで
▼2・3・4期 平成25年3月31日まで
■問い合わせ
市役所健康対策課



～エアゾール式簡易消化具をお持ちの方へ～ 自主回収 対象商品の廃棄処分をお願い

まだある、どこかに!

■身近なエアゾール式簡易消火具をご確認ください!
ヤマトプロテック株式会社製のエアゾール式簡易消火具の一部に、製造工程上の不具合を原因とする内部腐食の進行により大きな音をとまなう破裂事故等が発生しており、メーカーでは自主回収を実施しています。

■自主回収対象商品である、次の製造ロット番号に該当していないかご確認ください。

Table with columns for product type (Yamatopoyk/FM Poyk), lot number, and quality guarantee period.

問い合わせ ヤマトプロテック株式会社 お客様相談窓口 ☎0120-801-084 受付時間/月～金(祝日除く)9:00～17:00

除料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長する後納制度が始まりました。この後納制度を利用すると、過去10年前までの納められなかった保険料を納めることができるようになります。 ※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日～27年9月30日の3年間です。また対象となる保険料は、申込月の10年前(25年1月申し込みの場合は15年1月分未納保険料の保険料になります)
ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけません。

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みいただき、審査を行う必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますので、ご注意ください。
後納制度および受給資格期間の短縮についての詳細は「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へ。
なお、後納制度をご利用いただく際の「ご自身の年金記録は、ねんきんネットでも確認いただけます。」
http://www.nenkin.go.jp/

■国民年金保険料専用ダイヤル ☎05701011050
※本人確認のために基礎年金番号のわかるものをご用意ください
■問い合わせ
南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課



四国一斉! 法務局休日相談所
高知地方法務局では、一日無料相談所を開設します。相談は無料、予約不要です。ので、ぜひご利用ください。
■相談内容 土地、建物や会社の登記手続き、相続や遺言等に関する相談、戸籍、供託、人権に関する相談、土地の境界に関する相談など
■相談員 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士
■日時 1月27日(日) 10時～15時
■開設場所・問い合わせ
香美市土佐山田町旭町一四一〇 土佐山田地方合同庁舎
高知地方法務局香美支局
☎52-3049